

那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金の改正について

那覇市では、平成25年度の中核市移行に伴い、ひとり親家庭のみなさまを応援するための12種類の資金の貸し付けを行っています。沖縄県からの事業移管後、那覇市において貸付条件等の改正を行ったものについて、下記のとおりお知らせします。

資金種類	対象	資金対象等
事業開始資金	母・父・寡婦・団体	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金
事業継続資金	母・父・寡婦・団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等の購入資金
修学資金	児童・子	高等学校・大学等で就学するために必要な授業料、施設料、教材費等の資金
技能習得資金	母・父・寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
修業資金	児童・子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
就職支度資金	母・父・寡婦・児童	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金
医療介護資金	母・父・寡婦・児童	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金
生活資金	母・父・寡婦	知識技能を習得している期間、医療又は介護を受けている期間、母子家庭又は父子家庭になって間もない世帯の生活が安定するまでの期間、又は失業期間中の生活を維持するために必要な資金
住宅資金	母・父・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金
転宅資金	母・父・寡婦	住宅を移転するために住宅の賃借に際し必要な資金
就学支度資金	児童・子	高等学校・大学等及び修業施設の入学にあたって必要な資金
結婚資金	児童・子	児童や子の婚姻に際し必要な資金

【主な改正時期及び内容】

● 平成30年4月

- 連帯保証人の所得水準を「生活保護基準額の1.4倍以上」から、親に係る資金は「生活保護基準額の1.2倍以上」、子に係る資金については「生活保護基準額の1.1倍以上」へ変更。
- 住宅資金の貸付けについては、連帯保証人は原則2名以上つけるものとするが、20万円以内の修繕の場合は1名以上とする。

● 令和2年9月

事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の貸付けについて、連帯保証人の要件を2名から1名以上とし、事業内容等と併せて条件を緩和。

● 令和5年1月

技能習得資金及び修業資金の運転免許証取得費用分を就労予定の時点で申請可能となるよう要件を緩和。

※上記以外に、各資金の貸付限度額の変更等、国の法律の改正もあります。

各資金の詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください。

那覇市子育て応援課 TEL：098-861-6951

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所 3階 45番窓口